

## 沖縄市環境エコ図画コンクール要綱

(令和8年4月23日決裁)

(目的)

### 第1条

身近な環境課題（ごみ・ポイ捨て防止、資源循環等）について考え、日常生活や地域で実践できるエコな行動や取り組みを作品で表現することにより、環境に対する理解と意識の向上と主体的な行動の促進を図ることを目的とし、「沖縄市環境エコ図画コンクール」（以下「本コンクール」という。）を行うこととする。

(対象)

### 第2条

沖縄市内の小学校・中学校・特別支援学校（小学部・中学部）に在学している児童生徒を対象とする。

(応募作品)

### 第3条

応募作品は、次の各号に定める要件をすべて満たすものとし、応募者1人につき1点までとする。

- (1) 応募作品はA3サイズの画用紙に描くこと。
- (2) 応募作品は未発表の自作とする。
- (3) その他、別に定める募集要領に基づくものとする。

(応募方法)

### 第4条

応募方法は次のとおりとする。

- (1) 作品と所定の「沖縄市環境エコ図画コンクール応募用紙（様式第1号）」に必要事項を記入のうえ、沖縄市市民部環境課へ提出する。
- (2) 応募期間、受付時間等は募集要領に記載する。

(選定)

### 第5条

本コンクールの作品の選定は市民部選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。

2 選定基準は次のとおりとする。

- (1) 公序良俗に反していないこと。
- (2) 目的(第1条)に沿っていること。
- (3) 色彩の表現力、訴求力、完成度等を総合的に勘案する。

3 選定結果およびその理由等に関する個別の問い合わせには応じないものとする。

(表彰等)

#### 第6条

選定委員会は、優秀賞及び入選を選出し、入賞者には賞状及び粗品を贈呈する。

(2) 各賞における入賞点数については、募集要領に記載する。

(作品の活用)

#### 第7条

(1) 優秀賞作品は、環境保全に係る周知啓発用のチラシ、ポスター等に使用することがある。

(2) 応募作品については、環境保全を目的とした周知啓発の範囲内で使用することがある。

(3) 作品を使用する際は、氏名・学校名・学年・作品説明等を併せて公表することがある。

(著作権等)

#### 第8条

(1) 応募作品の著作権は作者に帰属する。ただし、作品の活用は、前条に定める目的の範囲で、無償かつ非独占的に使用する権利を有するものとする。

(2) 作者は、作品の使用に関して著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 応募作品に第三者の著作物（写真・キャラクター等）を使用している場合は、応募者自らが必要な許諾を得るものとし、許諾がない場合は選考対象外となることがある。

(個人情報の取扱い)

#### 第9条

応募に関する個人情報は、本コンクールの実施に必要な範囲で利用し、これ以外の目的には使用しない。法令に基づく場合を除き、第三者に提供しない。

2 個人情報の管理・お問い合わせ窓口は沖縄市市民部環境課とする。

(庶務)

#### 第10条

この要綱に係る庶務は沖縄市市民部環境課において処理する。

(その他)

#### 第11条

この要綱に定めるもののほか、本コンクールに関して必要な事項は別に募集要領で定める。

様式

様式第1号(第4条関係)

「沖縄市環境エコ図画コンクール応募用紙」